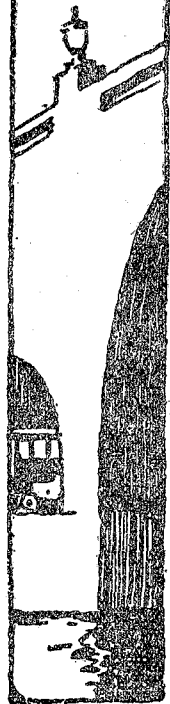


資料



自動車交通事業抵當法論考 (完)

田 口 二 郎

第三節 強制管理

第一款 強制管理の意義

強制管理とは自動車交通事業財團より生ずる収益を以て抵當債權の辨済に充當する方法である。即ち自動車交通事業財團の設定せられてゐる自動車運輸事業又は自動車道事業を裁判所の選任した管理人をして管理せしめ其の事業經營より生ずる収益を以て、抵當權者の債權を辨済する強制執行方法であつて、前に述べた強制競賣の如く財團の交換

價値を目的とするものではなく、財團本來の使用價値を目的として爲される處の抵當權實行方法であると謂ふ事が出来る。固より自動車運輸事業又は自動車道事業は事業經營者の營利の爲に行はれるものではあるが他の一面に於て、其の事業は社會公共の利益の爲に行はれるものである。されば事業の廢絶又は企業主體の變更等を生ずることなく平穩裡に事業を遂行し、而かも其の事業収益を以て私法上の債務を辨済し得る方法があるとするならば事業の公共性に

稽へ誠に理想的であると謂はねばならない、之即ち自動車交通事業財團に對する抵當權の實行方法として強制管理の採用せられてゐる所以であらう。又事業經營の免許權が消滅した場合に於ても、直に財團の換價處分を爲すよりも、尙事業を遂行して其の収益を以て抵當債權の辨濟を得せしむる方が抵當權者の意思に適合する場合がないとも限らない、されば既に述べた如く斯る場合にも強制管理を行ふことが認められるのである。然しながら強制管理は事業を遂行することを内容とするものであるから免許權なくしては之を行ふことが出来ない、そこで法律は免許の失効又は取消の場合には免許は抵當權實行の終了に至る迄仍存續するものと擬制してゐるのである(第三十八條第二項、鐵第二十二條)此の點に付ても既に一言した。

第二款 強制管理手續

(一) 強制管理の申立

抵當權者が強制管理の方法に依り強制執行を爲さんとする場合には、管轄裁判所に書面を以て強制管理の申立を爲

さねばならないこと強制競賣の場合と同様である。

強制管理申立書には左の事項を記載し、申立人又は其の代理人之に署名捺印し且既に強制競賣の開始のあつた場合を除くの外自動車交通事業財團登記簿の謄本を添附することを要する(第三十八條第二項、鐵第七十八條、同第四十三條)。

- 一、債務者たる會社及財團の所有者たる會社の商號及其の本店の所在地

- 二、強制管理に付すべき財團の表示

- 三、強制管理の原因たる事由

- 四、年月日

- 五、裁判所

右の記載事項は強制競賣に付て述べた處と殆ど同様であり、債權金額千分の一の登録税の納付を要することも亦同様である(登録税法第三條ノ六)。

(二) 強制管理の開始

強制管理手續の開始も、強制競賣の開始と同じく決定を以て之を爲すことを要し、其の開始決定には申立人の名

稱、住所及申立書記載事項第一號乃至第四號に該當する事項を掲載し、決定を爲したる判事之に署名捺印すべきである。裁判所は右の強制管理開始決定を爲したるときは直に自動車交通事業財團登記簿に強制管理申立の登記を爲すべき旨を管轄登記所に囑託し、囑託を受けた登記所は、直に其の登記を爲し其の旨を裁判所に通知する事を要する。又強制管理開始決定後裁判所は、官報を以て租税其の他の公課を主管する官廳及公署に對し一定の期間内に財團の所有者に對する權利の有無及其の限度を申出づべき旨を公告せねばならない。之等の手續は總て強制競賣に於けると異なる處がないのであるから重複して茲に細説するの煩を避けたい。(第三十八條第二項、鐵第七十八條、同第四十五條乃至第四十七條)。尙強制管理開始決定が確定したときは裁判所は其の決定の謄本を當該財團の設定せられてゐる事業の監督官廳に送付しなければならない。(第三十八條第二項、鐵第七十九條)。

(三) 管理人の選任並に指揮監督

資 料

強制管理開始決定の謄本を監督官廳に送付した後、裁判所は一人又は數人の管理人を選任することを要する。此の管理人として適當の人を強制管理申立人は推薦することが出来るが、商事會社は管理人となることを許されない。一度選任した管理人と雖も裁判所之を不適任と認むるときは解任することが出来る。(第三十八條第二項、鐵第八十條、同第八十一條第三項)。然しながら管理人の任免を爲すに付ては裁判所は必ず當該財團の設定せられてゐる事業に關する主務大臣の意見を聽かなければならない(第四十九條第三項)、又管理人を任免したときは裁判所は其の旨を債務者、財團所有者、抵當權者及主務大臣に通知することを要するのである。(第三十八條第二項、鐵第八十二條)。

管理人を選任したならば裁判所は其の管理人を監督し管理方法に付指揮を爲し且管理人に與ふべき報酬の額を定むることを要する。而して之等の指揮、監督を爲すに付ては裁判所は、債務者、財團所有者、抵當權者及鑑定人の意見を聽くことを得る。意見を聽くや否やは勿論裁判所の自由

であり必ず意見を聴くことを要するものではない、のみならず其の意見は絶対的に裁判所を拘束するものではない。但し裁判所が相當其の意見を尊重すべきは謂ふまでもなからう。尙茲に鑑定人とあるのは強制競賣と強制管理とが併せて行はれることあるべきを豫想してゐるのであつて、強制競賣に於ける鑑定人を意味するのである。以上の指揮監督の外裁判所は管理人が管理の方法を誤り利害關係人に損害を被らしむるが如き場合を慮つて豫め擔保を供すべきことを管理人に命ずることが出来る（第三十八條第二項、鐵第八十一條）。斯の如く管理人は裁判所の指揮監督に服さなければならぬのであるが、さりとて管理人が強制管理として遂行する自動車運輸事業又は自動車道事業に對する行政上の監督まで裁判所が爲し得る筈はないのであつて、之はあくまでも主務大臣の權限に屬するのである。法律が「強制管理ノ開始ハ自動車運輸事業又ハ自動車道事業ニ對スル主務大臣ノ監督ヲ妨ケス」と規定したのは、特に此の旨を注意するの趣旨に外ならない（第四十九條第二項）。

(四) 管理人の職務權限

自動車交通事業財團の所有者が、裁判所から管理人選任の通知を受けたときは直に其の財團を管理人に引渡すことを要する。財團の引渡とは管理人をして事業の遂行を可能ならしめる爲に財團の支配を得せしめることである。財團の引渡を受ける外更に管理人は財團の所有者に對し、管理に必要な書類其他の物の引渡を請求することが出来る。若し財團所有者が財團又は其の管理に必要な物件の引渡を拒むときは管理人の申立に因り裁判所は執達吏をして其の強制引渡を爲さしむべきである（第三十八條第二項、鐵第八十三條）。而して此の引渡を受けた財團の管理の費用は管理人の請求に因り強制管理申立人が立替支辨を爲すべきものである（第三十八條第二項、鐵第八十四條）。

管理人は其の權限として財團の管理及収益に必要な範圍内に於て裁判上裁判外の行爲を爲すことが出来るが他面に於て財團の管理に付官廳に對する取締役の責任は代つて之を負擔せねばならない（第三十八條第二項、鐵第八十五條、同

第八十六條。

管理人は毎營業年度の終に於て自動車運輸事業又は自動車道事業の經營に因つて生ずる自動車交通事業財團の收入より順次に管理の費用、管理人の報酬及租税其の他の公課を控除し其の殘額を抵當權者に交付すべきであるが、此の殘額を生じた場合に直にそれを交付し得るのではない。管理人は先づ毎營業年度の終に於て右の計算に關する報告書を作成し、それを裁判所に差出すべきである。裁判所が此の計算報告書を受理したならば其の謄本を債務者、財團所有者及抵當權者に送付し且一定の期間内に異議あらば之を申出づべき旨を催告することを要する。此の期間は裁判所が適當と認むる處に依つて指定すべきである。此の期間内に異議の申出を爲さなかつた者は其の計算を承認したものと看做される。又若し其の期間内に異議を申出でたる者があるときには裁判所は管理人の陳述を聞いた後に之を裁判すべきであり、此の裁判は終局であつて不服の申立を許さない。此の異議申立期間を異議なくして經過し又は異議の

裁判を経た後に於て、始めて管理人は抵當權者に對し配當額の交付を爲し得るのである。管理人が配當額の交付を爲したるときは抵當權者の名稱及配當額を監督官廳及裁判所に通知せねばならない(第三十八條第二項、鐵第八十七條乃至第八十九條)。

(五) 強制管理の取消

強制管理の取消は裁判所の決定を以て爲される(第三十八條第二項、鐵第九十條第一項)。

強制管理の申立を爲したる抵當權者が強制管理手續に於ける收益の配當に依り抵當債權全額に付辨濟を受けた場合には、裁判所は管理人よりの配當額通知に依り此のことを知り得るから職權を以て強制管理の取消を命ずる(第三十八條第二項、鐵第九十條第一項)。此の場合に於ては裁判所は其の旨を登記所に通知し、自動車交通事業財團登記簿に爲した強制管理申立の登記の抹消を囑託する、登記所が此の囑託を受けたならば強制管理申立の登記及抵當權の登記を抹消すべきである。若し此の場合強制管理の申立を爲した抵

當權者以外に抵當權者の存在しないとき又は之等の抵當權者も債權全額の辨濟を受けたときには、登記所は更に工場抵當法第二十三條及第三十四條の準用に依りて爲したる、財團所有權保存登記の申請ありたる旨の登記及財團に屬したる旨の登記の抹消を其の財團に屬する不動産の管轄登記所に囑託することを要するのである(第三十八條第二項、第四十七條第一項、鐵第九十一條第一項、工第四十七條)。

強制管理の申立人が管理費用の立替支辨を爲さざるときは、裁判所は管理人の申立に因り強制管理の取消を命ずることが出来る(第三十八條第二項、鐵第九十條第二項)。又強制執行の方法に關する異議(民事訴訟法第五百四十四條)若は強制管理手續進行中に於ける抵當債權の任意辨濟等に因り、強制管理が其の本來の手續に依らずして終了した場合、於ても強制管理の取消を爲すべきものである。之等の場合に裁判所は、強制管理取消を登記所に通知して、自動車交通事業財團登記簿に爲したる強制管理申立の登記の抹消を囑託することを要し、此の囑託を受けた登記所は當該登記

の消抹を爲さねばならない(第三十八條第二項、鐵第九十一條第二項)。

強制管理手續に依り抵當債權が全部辨濟せられ、裁判所からの囑託に依り抵當權の登記を全部抹消したときは、登記所は強制競賣の場合と同様、自動車交通事業財團の用紙を閉鎖し、直に其の旨を主務大臣に通知することを要する(第四十六條、第四十七條第一項、工第四十八條)。又強制管理が終了したときは裁判所は其の旨を主務大臣に通知しなければならぬ(第四十九條第四項)。蓋し強制管理の終了は之を限界として自動車運輸事業者又は自動車道事業者が本來の自然な營業狀態に復歸し、或は又存續を擬制されてゐた免許權が消滅して營業能力を喪失するに至るものであつて(鐵第二十二條)、事業の行政監督に當る主務大臣に取り重なる事項に屬するからである。

第五章 罰則

自動車交通事業抵當には鐵道抵當法第四章罰則の規定が

準用せられる(第三十八條第二項)、其の概要を述べれば次の通である。

左の場合に於ては會社の取締役又は強制管理に於ける管理人は十圓以上千圓以下の過料に處せられる(第三十八條第二項、鐵第九十二條)。

一、自動車交通事業抵當法に定められたる裁定を遵守せざるるとき

二、自動車交通事業財團に關する工事方法の變更に付監督官廳の命あるに不拘抵當權者に對し異議あらば述ぶべき旨の催告を爲さざるとき

三、自動車交通事業財團目錄に不正の記載を爲したるとき

四、強制管理の管理方法に付裁判所の命令に違反したるとき

五、管理人が毎營業年度の終に於て裁判所に計算報告書を差出さざるとき又は不正の報告を爲したるとき

六、管理人が抵當權者に對し配當額の交付を爲さざるとき

き又は毎營業年度の終に於て財團の收入より順次に管理の費用、管理人の報酬及租稅其の他の公課を控除し其の殘額を交付すべき定めに違反し、若は計算報告書に對する異議申出期間内又は其の異議に對する裁判を経ざる前に配當額の交付を爲したるとき

七、管理人が配當額の交付を爲したるとき抵當權者の名稱及配當額を監督官廳及裁判所に通知せざるとき

右に列擧した處の各行爲は勿論犯罪ではない從て其の制裁たる過料は刑ではないのであつて所謂行政罰に屬するものである。されば之に關する裁判及其の執行は刑事訴訟法に依ることは出来ない。そこで法律は之に關しては非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定を準用することゝ定めてゐる(第三十八條第二項、鐵第九十三條)。(完)